

Title	〔最高裁民訴事例研究 三九六〕
Sub Title	
Author	河村, 好彦(Kawamura, Yoshihiko) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2006
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.3 (2006. 3) ,p.94- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20060328-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁判事例研究 三九六〕

平一五四 (最高裁民集五七卷一〇号一五二四頁)

一 不動産競売の入札書の入札価額欄の記載の不備と入札の効力

二 不動産競売の入札が入札書の入札価額欄の記載の不備により無効であるとされた事例

売却許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件 (平成一五年一月一日第三小法廷決定)

〔事実〕

本件は、不動産競売の入札手続きにおいて、入札書の入札価額欄の記載に不備があった場合における入札の効力に関する許可抗告事件である。事実関係は以下の通りである。

執行裁判所は、本件不動産競売について売却物件の最低売却価額を二三〇四万円と定め、期間入札の方法によって売却することとした。入札に応じたのは抗告人 X および Y の二名であった。入札書の入札価額欄は位ごとに区切られており、それぞれのわく内に算用数字を記載するとされていた。Y の

入札価額は三五八万九〇〇〇円であった。これに対して X の入札書には、入札価額欄の千万の位に 2、百万の位に 5、十万の位に 0、万の位に 7、千の位に 0、百の位に 0、十の位に 0、とそれぞれ記入されていたが、末尾の一の位には何も記入されておらず、空白となっていた。

入札を実施した執行官は X の入札を無効として入札に加え、Y を最高価買受人として期間入札調書を作成した。執行裁判所は Y を買受人とする売却許可の決定をした。

X は、最高価額で買受申出をしたにもかかわらず執行裁判所がこの入札を無効としたのは売却手続きの重大な誤りであるとして、売却許可決定の取消しを求めて執行抗告をした。

原審は、⁽¹⁾「競売手続きは多くの者の利害関係が錯綜するから、何よりも適正公平にされる必要があり、したがって、競売手続における入札価額の記載は、その入札書の記載のみにより、いくらで入札したのかがだれにてもわかるように一義的かつ明白にされる必要がある」ところ、X の入札書の記載は一義的に明白であるとはいえないこと、また、たしかに X の入札書の価額欄の一の位にどの数字を入れても Y の入札価額より

も高額になるか、そもそも「他の入札書と対比して相対的に当該入札書の有効無効を判断することは許されない」ことを理由に、Xの執行抗告を棄却した。

これに対してXは、原決定が従来的高等裁判所の裁判例に反する判断をしており、これは民事執行法六四条・七一条七号、民事執行規則三八条の解釈に関する重要な事項を含むものであるとして許可抗告を求めた。

〔判旨〕

最高裁判所第三小法廷は、裁判官全員一致の意見で以下のようにXの抗告を棄却した。

「不動産競売の入札の手続においては、入札書に記載された入札価額の多寡により買受人が定められることから、入札価額は、その重要性にかんがみ、入札書の必要的記載事項とされている（民事執行規則三八条二項四号、四九条、一七三条一項）。したがって、入札書の入札価額欄の記載に不備があり、同欄の記載内容からみて、入札価額が一義的に明確であると認められないときは、そのこと自体により、その入札書による入札は無効と解するの相当である。」

「本件についてこれを見ると、記録によれば、本件の期間入札において用いられた入札書は、位ごとに区切られた入札価額欄の枠内に各位の数字を記載するものであるところ、抗告人の入札書の入札価額欄の千から十までの各位にはそれぞれ数字が記載されているものの、一の位には何も記載がされ

ておらず、空白のままであることが明らかであるから、その入札価額が一義的に明確であると認めることはできない。したがって、本件の場合、一の位にいかなる数字を入れたにせよ他の入札書の入札価額より高額となるとしても、抗告人がした入札は無効と解すべきである。」

〔評釈〕

判旨に反対する。

一 本決定の意義および位置づけ

不動産競売における入札は入札書により行なわれ、最高入札価額は入札書の記載により定まるが、入札書の入札価額欄の記載に不備がある場合の入札の効力については、従来裁判例が分かれており、取扱いも分かれていた。本決定は、この問題について最高裁判所が初めて判断を示したものであり、実務の統一をはかる点で意義を有する。

なお、本決定は明言していないが、買受人とされなかつた買受申出人による売却許可決定に対する執行抗告を認めることを前提としていると思われる。そこでまずこの点について検討を加え、次に入札価額欄の記載に不備のある入札書による入札の効力について検討することとする。

二 最高価買受申出人とされなかつた買受申出人による売

却許可決定に対する執行抗告の可否に関する従来の主な
裁判例

民事執行法七四条一項は、売却の許可または不許可の決定に対する執行抗告を、「その決定により自己の権利が害されることを主張する」ことができる者に限って認める。そこで最高価買受申出人とされなかった買受申出人がこのような権利を有するかどうか、すなわち執行抗告の利益を有するかどうかが問題となる。

裁判例のうち、最高価買受申出人以外の買受申出人の執行抗告の利益を明確に否定する主な裁判例としては、東京高判昭和六二年六月三〇日⁽¹⁾、東京高決平成二年七月一六日⁽²⁾および福岡高決平成二年八月一五日⁽³⁾などがある。東京高判昭和六二年六月三〇日は、農地の不動産競売事件において二番目に高額の買受申出をした者が、執行官が買受適格証明書を出していない者を最高価買受申出人としたために買受けの機会を失ったとして国家賠償請求をした事件であるが、裁判所は請求棄却にあたり、「民事執行法には、削除された民訴法六八〇条二項、四項のように、買受申出人が直接自己への売却を求めることができる権利を有することをうかがわせる文言のある法条は存在しない」とする。これに対して、裁判例の比較的多くは、執行抗告の利益

を認めている⁽⁵⁾。これを明言する主なものとして、大阪高決昭和六二年四月二四日⁽⁶⁾は「売却許可決定に対し、直ちに異議をとどめるため同決定期日後も自己の権利を留保し、特別売却調書の作成を得たうえ買受けの申出の保証金の返還を受けないであり、自己の売却許可を求めることができる買受申出人であることを主張していることが明らかであるから、抗告の利益を有する。」とする。また東京高決平成元年二月一七日⁽⁷⁾は、「原告人は、本件入札が有効とされるときは最高価買受申出人であるところ、原決定が自己への売却許可をしていないことを不服の理由としているのであるから、抗告の利益がある。」とする。さらに大阪高決昭和六二年七月一七日⁽⁸⁾は、「民事執行規則四九条・四二条二項は最高価買受申出人を執行官が定めることとしており、この決定は執行裁判所の売却許否決定の前段階の手続きとして必要不可欠であるとしながら、「執行裁判所において右決定に明白な誤りがあると判断する場合には、誤った決定に基づいて売却許否の決定をすること自体、自己矛盾か又は理由⁽⁹⁾その違法を犯すものというべく、かかる場合は、執行裁判所は極めて例外的に、右決定に基づくことなく、独自に適正な最高価買受申出人と認めた者に対し売却許否の決定をすることができる」として、執行官の指定にもと

づく者とは異なる者への売却許可決定を認める。

三 学説の状況および検討

最高価買受申出人とならなかつた買受申出人が行なう執行抗告の利益を否定する見解は、以下の論拠を挙げる。すなわち第一に、最高価買受申出人とされなかつた買受申出人は、買受申出人に対する売却許可決定が取り消されたとしても自己の買受申出について売却許可決定が得られるわけではないから、売却許可決定によって自己の権利が害されるわけではない。売却許可決定が取り消されて新たに売却が実施された場合に、再び買受申出をすれば今度は買受人になる可能性はたしかに生じるが、その可能性がなくなることをもって権利の侵害があつたといふことはできない⁽⁹⁾。第二に、民事執行法には旧民事訴訟法六八〇条二項・四項に相当する規定がない。第三に、売却手続きにおいて最高価買受申出人を指定するのは執行官であり（民事執行規則四一条三項、四九条）、民事執行法は、執行裁判所がこれを受けて売却許可決定をするという構造をとる以上、執行裁判所が独自に最高価買受申出人を決定できるとする根拠はない。第四に、最高価買受申出人または次順位買受申出人以外の者については、当然に買受申出の保証が返還され、これを留保すべきとする規定も再度保証金を納付させるこ

とについての規定もない、とするのである⁽¹⁰⁾。

これに対して執行抗告の利益を肯定する見解としては、自己の最高価買受申出が無視された場合に執行抗告ができるとする見解⁽¹¹⁾や、自分より高額の買受申出が有効でないと判断した場合に直ちに異議をとどめ、かつ売却期日終了後も自己の権利を留保するために買受申出の保証の返還（民事執行規則四五条）を受けず⁽¹²⁾にいたうえて自己への売却許可を求めた買受申出人について執行抗告の利益を肯定するものがある。後の見解は、他人を最高価買受申出人として売却許可の決定がなされるということは、自分が最高価買受申出人として扱われていないことであるから、その他人が売却不許可の決定を受けたときでも決定の取消しと自己への売却許可を求めて執行抗告をする利益があるとす⁽¹³⁾。また執行官が入札価額を読み間違えるなどの明白な誤りにより最高価買受申出人の決定をした場合に限り、本来読み間違いなどがなければ最高価買受申出人と定められるはずであつた者による自己への売却を求めてなす執行抗告の利益を認める見解⁽¹³⁾や、民事執行法が旧民事訴訟法六七六条のような新競売期日の規定を設けずに一回の売却実施で売却手続きを完結しようとしており、そのために次順位買受申出人の制度を設けている趣旨から、最高価買受申出人と

された者に対する売却許可決定が取り消された場合には民事執行法八〇条二項を類推して裁判所は次順位買受申出人に対して売却許可決定を行なうことができるとの立場を前提として、次順位買受申出人の地位を得ている者に限り執行抗告の利益があると見る見解¹⁴⁾なども主張されている。

思うに、執行抗告の利益を否定する見解を採るときには、売却は売却方法の決定にさかのぼってはじめてからもう一度やり直さなければならぬ場合が生じることになる。しかし執行官が最高価買受申出人の指定を誤っただけで売却を全くはじめからやり直すのは不経済であるし、迅速な手続運営の要請も害される。したがって執行抗告の利益を否定する見解は妥当とは解されない。

否定説の主張するように、たしかに最高価買受申出人を指定するのは執行官であつて、執行裁判所はこれを受けて売却許可決定をし、抗告裁判所が売却許可決定の適法性を審理するという重層的な構造を民事執行法は原則として採用していると考えられる。しかし執行官による最高価買受申出人の指定に重大な誤りがあると考えられる場合にまでこの原則が貫かれるときには、前述のような不都合が生じる。このような不都合を回避するためには、売却の実施にあたっては執行官、執行裁判所、抗告裁判所が一体となつ

て買受人を決定していると考えたうえで、入札の結果にもとづいて最高価買受申出人を決定する手続きについて最終的な責任を有するのは抗告裁判所であると解すべきである¹⁵⁾。したがって、執行官による最高価買受申出人の指定に際して重大な誤りがあるにもかかわらずその者に売却許可決定がなされた場合には、本来ならば最高価買受申出人と定められるはずであつたと主張する者には執行抗告の利益が認められると解すべきである。

執行抗告の利益を認め、かつ買受申出人の請求が認められて最高価買受申出人に対する売却が不許可とされる場合、裁判所はこれについてどのような措置をとるべきであろうか。第一に、抗告裁判所自身が、執行官が指定した最高価買受申出人とは別の者に対して売却を許可すること、第二に、抗告裁判所から差戻しを受けた執行裁判所が、別の者に売却を許可すること、第三に、執行裁判所は売却を不許可としたうえで（民事執行法七一条七号）売却実施期日を指定して執行官に指定のやり直しを命じ、執行官が最高価買受申出人を指定することが考えられる¹⁶⁾。思うに、抗告裁判所自身による売却許可を認めると、新たに最高価買受申出人とされた者の売却不許可事由に関する審査が抗告審でしか行なわれないことになり不当であること、執行官によ

る最高価買受申出人の指定と執行裁判所による売却許否決定という重層的な構造を民事執行法が原則とすることから、執行官が指定をやり直す第三の措置が妥当と考える。⁽¹⁷⁾

四 入札書の記載に不備がある場合の入札の効力に関する従来の主な裁判例

この点について最高裁の先例はなく、また、裁判例は分かれている。

まず、入札書の記載に不備がある場合でも、入札書以外の資料も斟酌して入札者の真意が合理的に解釈できる場合には入札者の意思を尊重して入札をなるべく有効とすべきであるとす裁判例がある。この総合認定説によった主な裁判例として、大阪高決昭和五九年二月二日⁽¹⁸⁾は、入札書の事件番号の年度の記載に誤りがあるが、その入札書の封筒および同時に提出した入札保証金振込証明書にはいずれも正しい事件番号の年度が記載されていた場合について、一体としてみれば入札書の事件番号の年度の記載が誤記であることが客観的に明確であるとしてこれを有効とした。また、仙台高決昭和六一年九月三〇日⁽¹⁹⁾は、入札書の入札金額を記載すべき欄に金額を記載せず、その下段の保証額欄に所定の保証額の二〇倍以上の価額を記載した入札書について、所定の保証額は別に預託されているから保証額欄記載

の金額が入札価額を意味することは社会通念に照らして明らかであるとし、形式上入札書の一部の記載を誤ったことが明らかな場合にはできる限りその真意を探究して入札行為を有効なものとすべきであり、このように解しても法的安全性を害し、関係者の地位を不当に不安定にすることはなく、より高価な売却という民事執行制度の目的にも沿うとする。さらに大阪高決昭和六一年一月八日⁽²⁰⁾は、入札書の金額記載欄に、億の単位欄に「金」、千万の単位欄に「参」、百万の単位欄に「百」、十万の単位欄に「万」とそれぞれ漢数字で記載され、さらに算用数字で「¥31,000,000」との記載がある場合について、両金額が実質的に同額を示すと認められること、入札書には入札金額を必ず算用数字で記載すべきものとの注意書きもないから漢数字で記入しようとするればこのような記載のようになるのもやむを得ないことを理由に、この入札を有効とした。

これに対して、入札の効力は入札書の記載自体を形式的に判断し、入札の内容が入札書の記載自体から一義的に明確でない限り入札を無効とすべきであるとす裁判例もある。この嚴格解釈説によった主な裁判例として、東京高決昭和六三年一月二七日⁽²¹⁾は、前述した仙台高決昭和六一年九月三〇日と同様に入札価額を誤って保証額欄に記載した

事案において、保証額が予め定められていて、同額の振込証明書が抗告人から執行官に提出されていることから保証額欄の記載が誤りであることは明らかであるが、その記載金額が入札価額であることは明らかとは言えないとして入札を無効とした。また仙台高決平成二年六月一九日⁽²²⁾は、入札の効力は執行官のもとに提出される入札書の記載のみにもとづいて判断されるとしたうえで、入札価額欄の万の位の数字の記載を「0」の上からなぞるような形で「6」と訂正し、訂正印の押印のない入札書による入札を無効とした。さらに東京地決平成四年三月二五日⁽²³⁾は、入札価額と保証の額を誤って逆に記入した入札書による入札を無効とした。その理由としては、入札手続きの公正をはかるためには予め定められた記載方法と異なる記載は原則として無効とすべきこと、入札書の現実の記載内容を否定してそれと異なる内容のものと判定するためには、執行官は入札書以外の確実な証拠を探しその価値を評価しなければならぬが、膨大な数の入札書の効力を判断するにあたってそのような作業を執行官に課するのは時間的に困難であること、現実の記載内容と異なる内容の入札書として有効に扱うことが常に入札人の意思に合致するとは限らないことを挙げる。なお、東京高決平成九年一月二一日⁽²⁴⁾は、入札書の事件番

号の年度の記載の誤記について、適正、公正、簡易、迅速な入札の実現のために入札者の意思は入札書の記載から一義的に判断されることが望ましく、入札書以外の書類の記載から入札者の意思を解釈することは原則として許されないとしながら、「入札書を含む入札関係書類の記載から入札書の記載が明らかに誤記であると認められ、かつ、入札者の真の意思を客観的、一義的に判断することができような場合にまで、入札書の記載に右のような不備があることを理由として直ちに無効な入札であるとして、当該入札書を入札から排除することは相当でなく、右のような場合には、入札関係書類の記載から客観的、一義的に判断されるところに従って入札書における入札書の意思を解釈する必要があるものというべきである。」としたうえで、事件番号の年度の記載が誤っていても受理番号が同一であり、物件番号、および入札書を入れて執行官に提出された封筒に記載されていた事件番号が正しい場合には入札者の意思は一義的に明らかであるとして入札を有効としている。

五 入札書の記載の不備と入札の効力に関する見解、執行実務の取扱いおよび検討

入札書の記載の不備によりその効力が問題となるケース一般については、実務家から、「多数の入札書を取り扱う

開札期日において即時に判断しなければならぬ事柄であることに鑑み、手続の迅速性及び明確性、さらには、入札人間の公平を図るため、入札書の形式的な記載を重視し、画一的な処理がなされるべきである。⁽²⁵⁾との主張がなされている。また東京地裁における入札書の記載の不備に対する処理方針によれば、⁽²⁶⁾入札価額の記載が不明瞭なものは開札に加えないとされていることから、この点については厳格解釈に近い処理が行なわれていると思われる。学説としても、本件の具体的事案について、一義的に明確であるとは言いがたいため無効と解すべきであったとして本決定に賛成する見解が主張されている。⁽²⁷⁾

他方、大阪地裁期間入札事務実施要領中の開札期日前の審査基準⁽²⁸⁾は東京地裁の基準よりも一般的にやや緩やかであり、たとえば「入札書の入札価額の欄に保証金額を保証金額の欄に入札価額を記載した場合」また「入札書の入札価額及び提供した保証の額の記載方法として、0の代りに何も記載していない場合」をいずれも有効とする。また斟酌すべき判断資料の範囲についても、入札が一般の買受希望者が多数参加する手続きであることから、各個の入札の効力は原則として入札書の記載自体から外形的・客観的に判定されるべきではあるが、「買受申出の内容の明確な判定

に支障がない限り、過敏に無効とすべきでない。」として、前述した大阪高決昭和五九年二月二日の事案である、入札書の事件番号の記載に誤りがあるが封筒および入札保証金振込証明書には正しい事件番号が記載されていたという場合に、これを有効と解すべきであるとする見解も主張されている。⁽²⁹⁾すなわちこの見解は、記載を柔軟に判断し、また、他の資料も斟酌すべきであるとするのである。

では、これをどのように解すべきであろうか。思うに、入札は入札人がなす一定額での買受けの申出であるから、入札書の記載に不備がある場合には入札者の意思を確定する必要が生じるが、入札手続きの公正をはかるために判断資料となるものはまず入札書自体であり、入札書全体から一義的に明確に入札者の意思を確定することができる場合には、これを基準として入札の効力を判定すべきである。たしかに一義的に明確かどうかという基準は抽象的であるため、その具体的判断は個々のに決せざるを得ないが、⁽³⁰⁾競売手続きの実効性を高め、目的物のより高額な売却を達成するためには入札は広く一般に開放される必要があるところ、競売手続きに不慣れな者の些細な誤記などによって入札が無効とされるのでは一般人の入札に対する門戸が閉ざされてしまうこと、有効とする方が高額で売却できる可能

性があることなどからみれば、その判断は過度に厳格であつてはならない。このような観点からすると、前述した大阪高決昭和六一年一月八日の、入札書の金額記載欄に、億の単位欄に「金」、千万の単位欄に「参」、百万の単位欄に「百」、十万の単位欄に「万」とそれぞれ漢数字で記載され、さらに算用数字で「¥31,000,000」との記載がある場合については、入札書の記載全体を参照するときには両金額が同額を示していることが一義的に明確に判定できると考えられるため、このような入札を有効としてよいと考⁽³¹⁾える。また本件の入札書についても、一の位についての記載がなく、空欄になっているが、入札価格の一の位には何らかの数字が入ると考えられること、および保証金額の記載欄を含めた入札書全体の記載から記載者の合理的意図を解釈するときには、ここに0の数字が記載される趣旨であることは一義的かつ明確に確定できると言つてよいのではないだろうか。このような判断作業を執行官に課したとしても、それほど過度の負担とはならないと解される。したがつてこのような入札書によりなされた入札も有効と解すべきであり、最高裁が抗告を棄却したことは不当であつたと考えられる。

また本事実の判断に関連するものとして、入札者の意思

を確定する際の判断資料が入札書に限られるかどうか問題となる。入札は多数の者の利害が対立する手続きであるから、執行官は執行手続きの適正を図るためにその多数の利害関係人間に不公平がないように入札の効力を判断し、最高価買受申出人を指定し、次順位買受の申出を催告しなければならぬ。開札期日において取り扱われる入札書の数は膨大であり、手続きは迅速になされることが要請されるから、執行官に与えられた時間は極めて限られている⁽³²⁾。

とすれば、入札の効力を判断するにあつた際の資料も即時に判断できる限られたものと解すべきであり、それ以上の他の資料の参照を執行官に要求することは、いわば無理な注文と考えられる。ただし、入札書を封入する封筒は、入札にあつて入札書とともに提出されるものであり、執行官も即時に参照できる点から、これを参照すべきことを執行官に要求したとしてもそれほど時間や手間を課すものとは思われない。とすれば、手続きに不慣れた者の救済およびより高額での売却の要請と、手続きの公平・公正の要請の調和をはかるものとして、少なくとも封筒は入札書に準じるとして入札の効力を判定する際の資料とすることができるとしてよいのではないだろうか。このように考えると、前述した大阪高決昭和五九年二月二日のように、入札書の

事件番号の年度の記載に誤りがあるが、その入札書の封筒に正しい事件番号の年度が記載されていた場合についても入札を有効としてよいと思われる。

本決定については、長谷川浩二調査官による解説⁽³³⁾、石毛和夫弁護士⁽³⁴⁾、河崎祐子助教⁽³⁵⁾、塩崎勤教授⁽³⁶⁾、二羽和彦教授⁽³⁷⁾による判例批評がある。

(1) 東京高決平成一四年一二月二六日民集五七卷一〇号一五二七頁。

(2) 金融法務事情一一八一号三八頁。従来の判例の分析に關しては、澤野芳夫「判批（東京高決平成二年七月一六日に対するもの）」判例タイムズ七九〇号二二八頁参照。

(3) 判例時報一三六三号九一頁。

(4) 判例時報一三六七号三七頁。

(5) この点について特に明言をしているわけではないが、執行抗告に利益があることを前提としたうえで実体判断をしているとみられる主な裁判例としては、大阪高決昭和五九年一月二七日金融商事判例六九五号二八頁、大阪高決昭和五九年二月二日判例タイムズ五二五号一〇〇頁、広島高岡山支決昭和五九年五月九日判例タイムズ五三二号一七一頁、東京高決昭和六〇年四月五日判例タイムズ五六一号一四六頁、大阪高決昭和六一年一二月八日判例タイムズ六四二号二五五頁、仙台高決昭和六一年九月三〇日判例タイムズ

五六二六号二一六頁、東京高決昭和六三年一〇月二七日金融法務事情一二二二号二六頁、仙台高決平成元年四月五日金融商事判例八三二号三四頁、仙台高決平成二年一月一日判例タイムズ七四二号二〇七頁、東京高決平成二年一月一九日判例時報一三四二号七一頁、大阪高決平成二年七月一二日判例タイムズ七四三号二三三頁などがある。澤野・前掲注(2)二一九頁参照。

(6) 判例タイムズ六五三三号一九四頁。

(7) 判例時報一三〇八号一二二頁。

(8) 判例タイムズ六五四号二五一頁。

(9) 香川保一監修『注釈民事執行法第四卷』八一頁（近藤崇晴）（金融財政事情研究会、一九八三年）、石川明ほか編『注解民事執行法上巻』七七二頁（森義之）（青林書院、一九九一年）。

(10) 東京地裁民事執行実務研究会「民事執行の実務（一）二」法曹時報四二卷四号八七頁（志田博文）。

(11) 中野貞一郎『民事執行法』四八四頁（青林書院、増補新訂五版、二〇〇六年）。

(12) 鈴木忠一ほか編『注解民事執行法第三卷』一〇〇頁（三宅弘人）（第一法規出版、一九八四年）。

(13) 法曹会編『座談会民事執行の実務』二七三頁（法曹会、一九八一）における近藤発言。

(14) 金融法務事情一一八一号四〇頁コメント参照。

- (15) 住吉博「判批」判例評論三四九号四六頁。
- (16) この点については、栗田隆「判批」判例評論三八九号四三頁参照。
- (17) 栗田・前掲注(16)四五頁。
- (18) 判例タイムズ五二五号一二〇頁。
- (19) 判例タイムズ六二六号二二六頁。
- (20) 判例時報一二二四号二四頁。
- (21) 金融法務事情一二二二号二六頁。
- (22) 判例時報一三八六号一〇六頁。
- (23) 判例時報一四三三号一一四頁。
- (24) 判例タイムズ九八七号二八七頁。
- (25) 東京地裁民事執行実務研究会「民事執行の実務(一)」法曹時報四二卷三号六四頁「志田博文」。
- (26) 東京地裁民事執行実務研究会・前掲注(25)六七頁参照。
- (27) 河崎祐子「本件判批」ジュリスト一二六九号一四二頁。「厳格な考え方に分があると思われる。」とする見解として、二羽和彦「本件判批」私法判例リマックス三〇号一二四頁。
- (28) 民事法情報七八号四三頁参照。
- (29) 中野・前掲注(11)四五四頁。
- (30) 河崎・前掲注(27)一四二頁。
- (31) 河崎・前掲注(27)一四二頁は本決定の結論に賛成する。二羽・前掲注(27)一二四頁も本決定に賛成するものと思われる。本研究会では、本決定の結論に反対して入札を有効とすべきであるとする意見が多数を占めた。
- (32) 東京地決平成四年三月二五日・前掲注(23)は、東京地裁においては開札期日は同一の日時に通常数十件行なわれており、執行官は「殆ど瞬間的に判断することが強いられる。」とする。
- (33) 長谷川浩二「本件判解」ジュリスト一二六四号一一八頁。
- (34) 石毛和夫「本件判批」銀行法務21六三二号六七頁。
- (35) 河崎・前掲注(27)一四一頁。
- (36) 塩崎勤「本件判批」民事法情報二二一号八〇頁。
- (37) 二羽・前掲注(27)一二二頁。

河村 好彦